令和８年（フ）第２２２号
北海道旭川市東光11条２丁目４番７号
ニューエスパニア１Ｂ201号室
債務者　柳嶋　裕菜
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３２号
北海道旭川市豊岡３条６丁目１番４号　コーポグランドヒル106号
債務者　向井　智子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４７号
北海道旭川市豊岡２条４丁目５番２号　マルシンコーポ102
債務者　佐川　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４号
山形県東田川郡庄内町三ケ沢字宮田40番地
債務者　半澤かおる
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第２４１号
群馬県前橋市元総社町335番地　ＲＣ－306号、旧住所群馬県前橋市前箱田町241番地１
債務者　八木　　章
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４４号
群馬県渋川市上白井2403番地１
債務者　狩野　直也
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２５９号
群馬県前橋市荻窪町1268番地１
債務者　佐々木尚子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７６号
岐阜県中津川市加子母3756番地
債務者　粥川かずえ
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第３５５号
愛知県刈谷市今川町田地池85番地２
債務者　岡本　圭司
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６５号
愛知県碧南市西山町２丁目28番地６
債務者　川隅　智春
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４１５号
愛知県岡崎市橋目町字神田11番地　ＤＵＰＬＥＸ神田　102
債務者　山川　美咲
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１４３号
高知市横浜新町１丁目302番地　市住132号
債務者　沖　富士子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０３号
高知市長浜658－１　ヴィラ岡内２号室、住民票上の住所高知市長浜658番地
債務者　板坂　智裕
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２１号
高知市朝倉甲485番地51
債務者　森下希依子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２３号
高知市春野町内ノ谷63番地６　高知ハビリテーリングセンター、住民票上の住所高知県安芸郡安田町大字東島3860番地
債務者　小島　飛馬
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５７号
熊本県水俣市桜ヶ丘６番18号　外平団地18棟３号、前住所熊本県水俣市湯出528番地
債務者　山村　光夫
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１９６号
釧路市武佐２丁目11番７号
債務者　溝口　律子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
釧路地方裁判所民事部